

いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見【概要】

平成26年9月 消費者委員会

当委員会の「『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』に関する意見」(平成26年7月15日公表)では、いわゆる名簿屋等について、「大綱が示す対策だけでなく、早急に実効的な対策の在り方を検討することが必要である」としている。自己の個人情報については、自らがコントロールできることが原則であるべきであり、不適正な個人情報の流通を防止し、消費者の権利利益が侵害されないような法改正がなされるよう、より具体的に意見を述べる。

個人情報の保護に関する法律 (現行法)

問題点

消費者委員会の意見

1 第三者提供時のオプトアウト手続の適正化と提供を受ける側の事業者の責任の明確化

【第23条(第三者提供の制限) 第1項】

本人の同意を得ることが原則

【第23条第2項】

予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは本人の同意は不要

- オプトアウト手続をホームページ等に掲載すれば「本人が容易に知り得る状態に置いている」と解されており、現実には、本人が十分認知していない状態のまま第三者提供がなされている。
- 自己の個人データがどの事業者にどのように保有されているか把握できておらず、オプトアウトによる第三者提供の停止等は事実上形骸化。

- 本人の同意なしに個人データの第三者提供を行う側の事業者(以下「提供者」)のみならず、その個人データの提供を受ける側の事業者(以下「受領者」)にも、第三者機関への届出義務を課し、届出を受けた第三者機関が届け出られた事項を公表することを制度化すべき。
- オプトアウト規定により本人の同意なしに個人データの提供を受けた受領者に対し、本人が自己の個人データの利用停止又は消去を求める請求権を認めることも検討されるべき。

2 不正取得された個人情報の流通の防止

【第17条(適正な取得)】

偽りその他不正の手段による取得は不可

- 「偽りその他不正の手段により」取得された個人情報が個人データとして転々流通した場合、各事業者が当該手段により取得したか否かが明確でなく、本人及び主務大臣にとってもその立証が困難。

- 個人データの提供者(A)と受領者(B)の双方に次の義務を課すことが必要。
(A)①提供しようとしている個人情報が適正に取得されたものであることを保証
②提供できる権限(社内的権限を含む)があることを保証
③提供行為が適法であることを保証
(B)④得ようとする個人情報が①～③の要件を満たしていることを事前に確認すること

3 本人同意原則によらずに流通した個人情報の利用停止・消去

【第27条(利用停止等)第1項】
第16条(利用目的による制限)に違反して取り扱われた場合又は第17条(適正な取得)に違反して取得された場合は、本人からの求めに応じ利用停止又は消去を義務付け

○ 適法な手続によらずに取得された個人情報が個人データとして転々流通した場合、利用停止又は消去を求める先の事業者を特定することが難しい。

○ 適法な手続によらずに提供を受けた個人情報については、全事業者に本人からの利用停止又は消去の請求に応じることを義務付ける制度が必要。
○ 利用停止又は消去について、行政庁(第三者機関又は主務大臣)による命令ができることを定めるべき。

4 個人データのトレーサビリティの確保

【第24条(保有個人データに関する事項の公表等)第1項】
保有個人データに関する所定事項の公表は義務
【第25条(開示)第1項】
本人からの保有個人データの開示請求に応じる義務

○ 保有個人データの取得手段、取得元や提供先の公表・開示が含まれていないため、自己の個人データがどのように流通し、現在どの事業者の下にあるのか把握できない。

○ 保有個人データの取得手段、取得元や提供先についても、原則として公表及び開示を義務付けることが必要。
○ 第三者機関への届出及び第三者機関による適切な公表を制度化する必要がある。

5 加工された個人データの取扱い

該当条文なし

○ 上記1～4の趣旨が実現できない。

○ 第三者提供を受けた個人データがなければ新たな個人データを作成することが社会通念上不可能であった場合、新たな個人データも第三者提供を受けた個人データとみなして、制度を適用すべき。

6 いわゆる名簿屋等に対する業規制

該当条文なし

○ 名簿屋等の実態が十分判明していないため、法律上の明確な定義は現時点では困難。まずは上記1～5の行為規制で対応し、実態が明らかになり、行為規制だけでは十分でないと判明した場合、業規制について検討すべき。